



2025年1月

フェアコンサルティンググループは、世界 19 国/地域・34 のグローバル拠点を、提携ではなくフェアコンサルティングの直営拠点として展開しています。そのうち、東南アジア・インド・オセアニア各国の情報を本ニュースレターにてお届けします。現地の情報収集目的などにご活用ください。

今月の掲載国は、以下のとおりです。（五十音順。国名をクリックすれば該当ページへ飛びます。）

[インド](#)、[インドネシア](#)、[オーストラリア](#)、[シンガポール](#)、[タイ](#)、[ニュージーランド](#)、[フィリピン](#)、[ベトナム](#)、[マレーシア](#)



インド

インド BIS(Bureau of Indian Standards)について

• BISとは

BIS とはインドの政府機関の標準規格局(Bureau of Indian Standards)を意味し、インド規格 (Indian Standards/IS) への準拠を保証するための製品認証制度を運営しています。

この BIS が定めている IS 認証が必要な品目に該当する製品をインドに輸出・インド国内で販売する場合は IS 認証が必要となります。この IS 認証取得は任意と強制の 2 パターンがあり、強制認証に該当する製品は認証を取得しない限りインドに輸出し販売する事は出来ません。また工場ごと、製品ごとに申請が必要となり平均で 6 カ月以上の期間を要します。任意認証に関しましては、あくまで任意の為、製造者側で取得の意志を確認する必要があります。

コロナ禍が終わり年々強制認証に該当する品目は増加しております。自動車部品、化学製品、電気製品・電子製品等が主な対象となります。該当製品や詳細につきましては BIS のウェブサイト<<https://www.bis.gov.in/>>にて確認、インド規格 (Indian Standards/IS) <<https://standardsbis.bsbedge.com/>>を参照、またはコンサルティング会社へ照会等で最新の情報を入手する必要があります。また製造する製品(完成品)の部品やスペアパーツであっても、それが当局の強制認証に該当する場合は認証の取得が必須となります。

更に当局の QCO (Quality Control Orders/品質管理命令)で定められた認証の取得期限を遵守する必要があり、期限までに取得できない場合は輸入販売が出来なくなる場合もあるため早めの申請を推奨しております。

※他国で取得した認証についても代替は不可となりますのでご注意ください。

• 認証手続き

申請者は製造業者であり、インドの輸入業者が申請する事は出来ません。また前述の通り、工場ごと・製品ごとの申請となり、手続きに関しては簡単ではありますが以下の手順となります。

① 強制認証の可否を確認

- ② 現地代理人の任命(外国製造業者の場合)
- ③ 製品の試験・評価
- ④ 必要書類の作成と提出
- ⑤ 現地での登録製品の工場監査に加えインド国内での製品試験後に登録完了

※工場監査に関してはインド当局からの人員受入(出張)が必要となります。その為インド当局側のスケジュールが日程に影響します。

※外国所在の製造業者の場合は認証の発行は6カ月超を見込んでおく必要があります。

ライセンスは1年以上から2年以下の期間で付与されます。但し、更新時の有効期限に関しましては年間のライセンス料、最低表示料(BIS 認証マーク使用料)の前払い金が支払われているか等に基づいて1～5年の期間で検討されております。

製造・輸入販売を行う企業様は最新の情報を常にチェックし、コンサルティング会社へ確認されることを推奨致します。

強制認証対象品目 < <https://www.bis.gov.in/product-certification/products-under-compulsory-certification/scheme-i-mark-scheme/> >

将来 IS 認証取得が必要な品目 < <https://www.bis.gov.in/upcoming-qcos-notified-and-due-for-implementation/> >

以上

Fair Consulting India Pvt. Ltd.

Unit No.138, 139 & 140 , 1st Floor, JMD Mega Polis, Sector 48, Sohna Road, Gurgaon,
Haryana 122-002 INDIA

Tel : +91 124 410 2637

岩瀬 雄一 (日本国公認会計士) y.iwase@faircongrp.com

森田 浩資 ko.morita@faircongrp.com

インドネシア

1. 経済法令

PMK 114/2024: 関税および物品税監査に関する新たな規定

財務省は、PMK 200/2011 に代わる PMK 114/2024 を公布した。本規定は、関税および物品税に関する監査を対象とし、監査の種類を一般監査、調査監査、特別監査に分類するものである。主な目的は、輸入者、輸出者、保税地域事業者（TPS）、保税倉庫事業者（TPB）、通関業者（PPJK）、および物品税関連事業者のコンプライアンスを評価することにある。

主な変更点:

項目	PMK 200/2011	PMK 114/2024
監査目的	関税および物品税に関する法令遵守状況を検証すること。	関税および物品税監査を通じて監督を最適化すること。
監査の種類	一般監査（関税および物品税に関する義務の履行状況を網羅的かつ全面的に検証する監査）。 特別監査（関税および/または物品税における違反が疑われる場合、調査を補助するための監査）。 調査監査（関税および/または物品税に関する義務履行状況を特定の範囲や目的に基づいて検証する監査）。	
一般監査の対象期間	監査指示書が発行される前月までの 2 年間。	監査指示書が発行される前月までの 21 か月間。
監査の監督体制	リスク管理に基づく運用。	戦略的リスクに基づく手法を採用し、強化。
監査チームの構成	PMA、PTA、主任監査官、監査官。	品質管理監査官、技術監査責任者、主任監査官、監査官。
監査基準	関税および物品税監査基準。	
監査権限	データ、書類、在庫の提供を要求する権限。	保安措置や封印措置の選択肢を追加。
被監査者の義務	データおよび書類を完全に提出すること。	誠実性協定に署名し、必要に応じて専門家を提供すること。
不遵守への制裁	警告書（第 1 号および第 2 号）。	税関アクセスの停止および納税者識別税関番号の無効化。
監査手法の利用	明示的な記載なし。	戦略的リスクに基づく監査サンプリング手法を導入。

本規定は、2025 年 12 月 31 日の公布から 60 日後に施行される予定である。この新たな規定は、関税および物品税監査の効率性と秩序を向上させることを目的としている。



2. 経済・社会ニュース

【インドネシア銀行、政策金利を 5.75%に引き下げ】

インドネシア銀行（BI）は、2025 年 1 月 14～15 日の金融政策決定会合を 25 ベーシスポイント引き下げ、5.75%と決定した。預金金利は 5.00%に引き下げられ、貸出金利は 6.50%に据え置かれた。この動きは、2025～2026 年の 2.5%±1%のインフレ目標に沿ったものである。

BI は物価安定、為替のファンダメンタルズとの整合性確保、経済成長の支援を重視している。中小企業融資の拡大や環境対策、雇用創出を推進するマクロブルーデンス政策を展開し、決済システムでは貿易、中小企業成長、デジタル化を促進している。この包括的な政策は、経済の安定と成長を目指す BI の姿勢を示し、投資家の信頼感を高めるものだ。

【インドネシア、2025 年から 15%のグローバル・ミニマム税を施行】

税率競争を抑え、公平な法人課税を目指す国際的な取り組みの一環であるため、インドネシアは 2025 年より 15%のグローバル・ミニマム税（GMT）を導入する。GMT は年間収益 7 億 5000 万ユーロ（約 1200 億円）以上の多国籍企業（MNC）が対象で、実効税率が 15%を下回る場合に追加課税が課される。現在の法人税率は 22%だが、税制優遇や税務計画により実効税率が低下するケースがある。財務省規則 第 136 号/2024 で定められた GMT は、OECD の「ピラー2」枠組みに基づき、140 カ国以上が支持している。この制度は多国籍企業の公平な税負担を確保し、国際的な税の公平性を促進する狙いがある。

【インドネシアが BRICS に正式加盟、東南アジア初の加盟国に】

インドネシアは、加盟国のコンセンサスによる承認を受け、BRICS に正式加盟した。これにより、インドネシアは発展途上国経済圏に加盟する初の東南アジア諸国となった。2024 年の BRICS 議長国であるブラジルは、インドネシアの経済力やグローバル・ガバナンスの改革への姿勢、南南協力へのコミットメントを高く評価し、その加盟を歓迎した。この決定は、プラボウォ・スビアント大統領の指導のもとでの外交政策の転換を象徴している。同大統領は、インドネシアの自由かつ積極的な外交政策を維持しながら、食料・エネルギー安全保障、貧困削減、人的資本開発を支援するため、BRICS 加盟を優先課題としてきた。この動きは、マレーシアやタイが加盟申請を進めるなか、東南アジア地域における BRICS への関心の高まりを反映している。BRICS は欧米主導の国際機関に代わる枠組みとして自らを位置づけており、インドネシアは、世界的な緊張が高まる中で、経済的および外交的選択肢を拡大し、バランスの取れた国際関係を構築しようとしている。

【インドネシア政府、年金保険の定年引き上げを正式決定】

インドネシア政府は、社会保険（BPJS Ketenagakerjaan）の厚生年金（JP）プログラムに登録されている労働者の定年を、2025 年より 58 歳から 59 歳に引き上げることを正式に決定した。この調整は、厚生年金プログラム

の実施に関する 2015 年政府規則（PP）第 45 号に基づき、2019 年の 57 歳から開始し、65 歳に達するまで 3 年ごとに定年を 1 歳ずつ引き上げると規定している。この政策は、国民経済の変化に対応しつつ、年金基金の持続可能性を確保し、加入者の給付金を最大化する能力を高めることを目的とした、包括的な戦略の一環である。

以上

PT FAIR CONSULTING INDONESIA

16th Floor MidPlaza 1 Jl. Jend Sudirman Kav 10-11 Jakarta 10220 Indonesia

TEL : +62 21 570 6215

加藤 寛（日本国公認会計士） hi.kato@faircongrp.com


Pahala Alexandra Lumbantoruan（Alex、コンサルタント） alexandra@faircongrp.com



YouTube で動画公開しています。

<https://youtu.be/ZnNuGrKXb4U>

<https://youtu.be/cIMdKloIMSI>

 **オーストラリア**

1. 最近の出来事総集編（2024 年 12 月 20 日～2025 年 1 月 17 日）

- 12 月 20 日号：先週の日曜日は朝からビーチ、野球の試合（2024 年最終戦）、そしてクリスマスキャロル（前からは音楽、後ろではセミの鳴き声がありました）と真夏のクリスマスを堪能し、いよいよ来週はクリスマス本番ですね。

今週は 2024 年度の主な変更点のおさらいで、スーパーアニュエーション含め以下となっております。

	項目	2023/2024 年	2024/2025 年	上昇率
1	Superannuation（厚生年金）	11%	11.5%	4.5%
2	最低賃金	AUD23.23	AUD24.1	3.7%
3	Car expense 控除額	AUD0.85/km	AUD0.88/km	3.5%
4	電気代補助金	4 半期毎に AUD75 の Rebate 年間 AUD300		
5	個人所得税	2024 年 5 月 17 日の最近の出来事参照		

- 12 月 28 日号：クリスマスも終わり、来週はいよいよ 2025 年に入ります。メルボルンでは NYE（New Years Eve）には街中様々な場所で Fireworks（花火）があがります。



皆様、2024 年も大変お世話になりありがとうございました。弊グループは会計・税務を中心としたコンサルティングファームで今年で 20 周年を迎えメンバーも 500 名を超すファームとなりました。当方は出来る限り皆様のビジネス並びにプライベートでのお役に立つ情報提供をたく毎週メールをさせて頂いております。2025 年も引き続きサポートさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。それでは皆様、良い年をお迎えください！

- 1 月 3 日号：新年が明け、本年もよろしくお願い申し上げます。メルボルンでも今週いっぱいオーストラリア系の会社はクリスマスホリデーの会社が多い中、2025 年度がスタートし日系企業のオーストラリア子会社では既に数々のトランザクションが始まっています。

今週は 2022 年以降に弊グループに問い合わせがあったオーストラリア投資検討企業数についてです。前回お伝えしたのが 2024 年 3 月 8 日で、約 10 か月で進出検討が 16 件増加しており、進出エリア等は次の通りです。

2025 年 1 月 3 日現在

進出エリア	設立済	検討中	検討中止	合計
シドニー	5	4	1	10
メルボルン	11	12	3	26
シドニー・メルボルン			4	4
ブリスベン	2	1		3
ゴールドコースト	1			1
アデレード	1			1
パース		1		1
合計	20	18	8	46

2024 年 3 月 8 日時点

進出エリア	設立済	検討中	検討中止	合計
シドニー	3	6		9
メルボルン	6	6	2	14
シドニー・メルボルン		2		2
ブリスベン	2	1		3
ゴールドコースト	1			1
アデレード	1			1
合計	13	15	2	30



- 1月10日号：メルボルン近郊ではこの時期、度々発生するBush Fireが数か所で発生しています。次のWebサイトで現状の発生している箇所や警報が出されていますので郊外に出張や旅行に行かれる際には事前に確認をしてみてください。

[Incidents and Warnings - VicEmergency](#)

今週はテニスの全豪オープンについてです。今週1月6日から1月26日までの予定でメルボルンで開催されます。会場はメルボルンCBD（Centre of Business District）中心部から歩いて10分ちよいの場所で開催されます。チケットもAUD69からとなっており一度いかれてみてはいかがでしょうか。今年は日本人選手で錦織選手も参加予定となっています。

- 1月17日号：テニスの全豪オープンでは大坂なおみ選手が勝っており、街中もスポーツの世界大会とあって、日本人の方含め、かなり観光客の方が増え賑わっています。

今週はVIC州の人口についてです。今週、メルボルンから2時間半程、北にあるSheppartonという街まで仕事で来てましたが人口は約54,000人の街でした。そこで、他の都市の人口が気になったのでメルボルンのあるビクトリア州の人口を見てみると上位（10位）は次の様になっていました。

順位	都市名	人口（人）	メルボルンからの距離（km）
1	Melbourne	4,917,750	
2	Geelong	214,618	75
3	Ballarat	111,973	113
4	Bendigo	103,034	148
5	Mildura	53,758	541
6	Shepparton	53,565	176
7	Wodonga	37,393	299
8	Warrnambool	33,302	263
9	Traralgon	29,247	157
10	Torquay	22,685	97

[Population - Travel Victoria: accommodation & visitor guide](#)

1. オーストラリアにおける各種税務申告期限（2025年）

2025年におけるオーストラリアでの各種税務申告期限は以下の通りです。

項目	課税期間	申告期限
法人税 CTR: Company Tax Return	2024年7月1日～2025年 6月30日 ・ ATO（オーストラリア国税 庁）に申請することでその 他の決算期の採用も可能	・ 6月決算会社の場合は通常 2026年1月 31日 （会計事務所等のTax Agentを利用 する場合は通常 2026年5月15日 ） ・ 6月以外の決算期を採用している場合は、課 税期間終了後 7ヶ月目の15日 （例えば、 2025年3月31日終了年度であれば2025 年10月15日）
フリンジベネフィット税 FBT: Fringe Benefit Tax	2024年4月1日～2025年 3月31日	・ 2025年5月21日 ・ 会計事務所等のTax Agentを利用する場合 かつ電子申告の場合は 2025年6月25日
個人所得税 ITR: Individual Tax Return	2024年7月1日～2025年 6月30日	・ 2025年10月31日 ・ 会計事務所等のTax Agentを利用する場 合は通常 2026年5月15日
消費税 GST: Goods and Services Tax	・ 毎月（年間売上高 20 百 万豪ドル以上） または ・ 四半期（年間売上高 20 百万豪ドル未満）	・ 毎月納付の場合： 翌月21日 ・ 四半期納付の場合： 翌月28日 （会計事 務所等のTax Agentを利用する場合は 翌々 月25日 ） ※BAS（Business Activity Statement）の フォームにて申告
給与税（州税） Payroll Tax	2024年7月1日～2025年 6月30日	2025年7月21日、28日または29日 （州 によって異なる）

（注）一部は昨年度と同様の取扱いであることを前提とした場合の申告期限を記載しています。

以上



Fair Consulting Australia Pty Ltd.

Level 31, 120 Collins Street, Melbourne VIC 3000 Australia

Tel : +61 3 9225 5013

讃岐 修治 (豪州公認会計士) sh.sanuki@faircongrp.com

鳥居 裕司 (日本国公認会計士/米国公認会計士/豪州・ニュージーランド国勅許会計士)

hi.torii@faircongrp.com

YouTube で動画公開しています



<https://youtu.be/7ORNm--fGSc>



シンガポール

シンガポールにおけるTG-FWARについて

シンガポールでは柔軟な働き方を推進するため、従業員によるFWA(Flexible Work Arrangement)の申請を認め、雇用主には当該内容の検討と2ヶ月以内の書面回答が求められます。本制度はFWAに関するガイドライン(TG-FWAR : Tripartite Guidelines on Flexible Work Arrangement Requests)に従い、2024年12月1日から適用開始されています。申請対象となる要素は主に3点となり、1.場所、2.時間、3.業務量について、従業員と雇用主との協議が必要に応じて求められます。

 <p>FLEXI-PLACE</p> <p>where employees work flexibly from different locations aside from their usual office location (e.g. telecommuting, work-from-home)</p>	 <p>FLEXI-TIME</p> <p>where employees work flexibly at different timings with no changes to total work hours and workload (e.g. flexi-hours, staggered hours, flexi-shift, compressed work schedule)</p>	 <p>FLEXI-LOAD</p> <p>where employees work flexibly with different workloads and with commensurate remuneration (e.g. job sharing, part-time work)</p>
---	--	--

(出典: Tripartite Guidelines on Flexible Work Arrangement Requests)



日本企業においては、従業員の申請に対する検討や申請できるFWAの種類、FWAが適用されない役職・理由等の事前準備といった対応が推奨されます。

以上

Fair Consulting Singapore Pte. Ltd.

8 Temasek Boulevard #35-02A Suntec Tower Three, Singapore

TEL : + 65 6338 3180

道中 泰雄（日本国公認会計士/公認内部監査人） ya.michinaka@faircongrp.com

伊藤 潤哉（日本国公認会計士） ju.ito@faircongrp.com

YouTube で動画公開しています

<https://youtu.be/T3Jp3zldM80>



タイ

2025 年個人所得税追加控除

2024 年 12 月 24 日、タイ歳入局は同局ホームページにて、2025 年度の個人消費に基づく個人所得税の追加控除を公表しております。詳細は以下となります。

2025 年 1 月 16 日から 2025 年 2 月 28 日までの間に、VAT 事業者から物品及びサービスの購入をおこなった場合、30,000THB を上限として、個人所得税計算における追加控除が認められます。

また、タイ政府によって承認された一部の製品（一村一品運動製品：OTOP）の購入については追加で 20,000THB、合計最大 50,000THB の所得控除が可能となります。

但し、購入先 VAT 事業者が発行した納税者個人 Tax ID、納税者名、及び住所記載の電子タックスインボイス（E-tax Invoice, E-receipt）を取得することが要件となります。

また、当該個人消費の対象について、以下の品目は除外されます。

- アルコール
- タバコ
- 車、二輪車、ボート
- 車両用燃料
- ツアー会社、旅行代理店等に支払われるアレンジメント費用

- ホテル宿泊代
- 水道光熱費、および通信費（電話、インターネット等）
- 対象期間内に使用が完了しないサービス（サブスクリプション等）
- 保険料（生命保険、医療保険、車両保険等）
- VAT がかからない物品及びサービス（医療費等）

タイ政府は、個人消費の購入意欲の刺激を目的とし、毎年当該減税措置を行っています。2025 年はコミュニティ企業やOTOP商品の購入に対する追加控除が加わっており、タイ国内の中小企業や地域コミュニティの経済の活性化にも寄与すると考えられます。

(歳入局ホームページ)

https://www.rd.go.th/fileadmin/user_upload/lorkhor/newsbanner/2024/12/1.pdf

【洪水被害地域に対する社会保険料減額措置】

タイで 2024 年 8 月以降に発生した洪水により、多くの企業や世帯が深刻な被害を受けました。

2024 年 12 月 27 日、タイ労働省は特に深刻な影響を受けた地域に対する救済措置として、一時的に社会保険料の申告・納付期限の延長、及び軽減措置を発表しております。洪水被害地域として指定された県において、社会保険料の雇用者及び社会保険被保険者拠出分を、2024 年 10 月から 2025 年 3 月までの賃金分につき、5%から 3%に引き下げられます。

洪水被害地域には、チョンブリ、ラヨン、サムットサコーン、ナコンパトム、アユタヤ、プーケット、クラビなど 55 の県が含まれます。

社会保険料申告・納付の延長期限は以下の通りとなります。

- 2024 年 9 月分賃金：2025 年 1 月 15 日までに申告・納付
- 2024 年 10 月分賃金：2025 年 2 月 15 日までに申告・納付
- 2024 年 11 月分賃金：2025 年 3 月 15 日までに申告・納付
- 2024 年 12 月分賃金：2025 年 4 月 15 日までに申告・納付

なお、洪水被害地域に所在する企業のうち、既に現行の 5%で社会保険料を納付している場合、差額超過分については社会保険事務所への払い戻し申請が可能となっております。

(タイ労働省)

<https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/54480.pdf>

【e-Payment システムによる社会保険料申告期限の延長】

タイ労働省は同局ホームページにて、社会保険料の電子申告（e-Payment）の納税期限を現在の翌月 15 日から、さらに 7 営業日延長することを発表しました。対象期間は 2025 年 1 月～2029 年 12 月となります。

（歳入局ホームページ）

<https://www.thaigov.go.th/news/contents/details/91636>

以上

Fair Consulting (Thailand) Co., Ltd.

18th Floor, 29 Bangkok Business Center, Soi Sukhumvit 63 (Ekkamai), Sukhumvit Road, Klongton Nuae, Wattana, Bangkok, 10110 Thailand

Tel : + 66 2 726 9772

大谷 祐輔（日本国公認会計士） yu.otani@faircongrp.com

山本 有里子（コンサルタント） yu.yamamoto@faircongrp.com

中島 弘貴（日本国公認会計士） hi.nakajima@faircongrp.com

ニュージーランド

従業員手当の税法上の取扱いについて

福利厚生手当とは、給与や賃金に加えて従業員に支給する食事手当、制服、宿泊施設などのことです。手当は通常、特定の状況を除いて個人所得稅もしくはプリンジベネフィット稅の課稅対象となります。以下、一般的な手当の取扱いについてです。

A. 住居・宿泊手当

従業員に支払われる住居手当は通常、個人所得稅もしくはプリンジベネフィット稅の課稅対象となりますが、以下の場合に非課稅となります。

- 会社所在地外への出向または資本資産を形成するプロジェクト（例：工場建設プロジェクト）の場合
- カンタベリー地震復興プロジェクトに関連して発生する宿泊手当
- 従業員が継続的に複数の場所で勤務する必要がある場合の宿泊手当
- 会議、研修に出席するために宿泊する必要がある場合の手当
- 2023 年北島洪水に関連する復興プロジェクトに関連して発生する宿泊手当
- 船、トラック、石油掘削装置などの移動式の業務実施場所で提供される宿泊施設
- 南極基地



- 消防士、救急隊員、介護士などのシフト勤務者に提供される宿泊施設
- 定期的に職場で宿泊する必要がある場合。
- 職務を遂行している間のみ提供される宿泊施設
- 従業員が飛行機で出入りすることが予想されるオーストラリアの鉱山など、ニュージーランド以外の遠隔地にある宿泊施設
- COVID-19 の発生または拡散防止のために提供される 3 か月以内の一時的な宿泊施設

B. 食事手当

従業員に支払われる食事手当は通常、個人所得税もしくはFRINGE BENEFIT TAX 課税対象となりますが、従業員が通常の勤務場所から離れた場所に出張している場合、最長 3 か月間、食事代全額が非課税となります。

C. 制服手当

私服としては適さず、かつ、特定の職業に必要な制服や専門衣服の場合に非課税となります。（例：安全上の理由で着用するオーバーオールおよび防護服。）

D. 転居費用手当

転居の目的が以下のいずれかに該当し、従業員の自宅が新しい職場からかなりの距離を移動する場合、実費相当の転居費用に対する手当は非課税となります。

- 雇用開始のための転居
- 異動のための転居

E. 旅費手当

従業員に支払われる自宅と職場間の支払われる手当は以下のいずれかに該当する場合、自宅と職場間の実際の移動費用から従業員の通常の移動費用を差し引いた金額相当が非課税となります。

- 残業、シフト勤務、週末勤務など、通常の勤務時間外に働く場合
- 仕事関連の道具や機器を運ぶ必要がある場合（例：通常はバスに乗っているが、特定の日に大型の工具箱を運ぶ必要があるなど）
- 法的な義務を果たすために出張する場合
- 一時的に業務実施場所が変更される場合
- 仕事の都合上、特別な対処が必要な場合
- 公共交通機関を利用できない場合

非課税額は、自宅と職場間の実際の移動費用から従業員の通常の移動費用を差し引いた金額です。これは、適切な公共交通機関がない場合を除くすべての状況に適用されます。

以上



Fair Consulting New Zealand Limited

Level 33, 23-29 Albert Street, Auckland Central, Auckland 1010, New Zealand

Tel : +64 9 985 5614

藤原 裕美 (豪州公認会計士) hi.fujiwara@faircongrp.com

YouTube で動画公開しています



<https://youtu.be/WVbWcktA6nU>

フィリピン

1. フィリピン入国管理局への年次報告

フィリピン入国管理局 (BI: Bureau of Immigration)は 2024 年 11 月 27 日に発表した 2025 Annual Report Advisory にて、フィリピン入国管理局への年次報告の概要を発表した。2025 年 1 月 1 日から 3 月 1 日の間に、全ての登録された外国人は BI への年次報告(Annual Report)の提出を行わなければならないとしている。年次報告は、指定された場所への出頭もしくはオンラインで行われる。

<主な要件>

1. オンライン登録フォームへの記入
2. ACR I カード、または紙ベースの ACR
3. パスポート (原本)
4. 前年度の年次報告料の支払いに対する Official receipt

オンラインの場合、ZOOM を使った面談となり所要時間は 15 分程度であるが、事前に時間枠の予約が必要であるため早めの対応が望ましい。

2. 弊社マニラオフィス周辺エリアについて～レガスピ・サルセド編～

前回に続き、新任駐在員の目線でフィリピンの暮らしをご紹介します。弊社オフィスはマニラ首都圏に属するフィリピン屈指のビジネス街・マカティに位置します。今回はマカティのレガスピ・サルセドエリアをご紹介します。レガスピエリアには、「リトル東京」と呼ばれる日本食レストラン街や、日本食材を扱う日系スーパーもあります。また、レガスピ・サルセドエリアには公園やおしゃれなカフェがあり、大型モールが連なります。筆者も週末はよくこのエリアに足を運びますが、生活に必要なものは大抵手に入るため、特に大きな不便は感じておりません。また、土曜日の午前中はサルセドエリアで、日曜日の

午前中はレガスピエリアでマーケットが開催されます。ぜひ一度足を運んでみてください。※稀に開催のない週がございますので、ご注意ください。

3. 12月中に発表されている会計・税務等に関する主な内容

発行日	発行元	通達番号	内容
12月19日	SSS	Circular No. 2024-006	2025年版、事業主（ERs）および従業員（EEs）の拠出額一覧表・及びガイドラインが発表された。
12月20日	PHILHEALTH	PHILHEALTH ADVISORY NO. 2024-0065	11月に開始されたGCashでのPHILHEALTHへの支払方法に関する詳細説明が発表された。

以上

FAIR CONSULTING GROUP PHILIPPINES, INC.

Unit 2103, 21F, Philippine Axa Life Centre, 1286 Sen.Gil Puyat Ave. corner Tindalo St., Makati City, Metro Manila, Philippines 1200

TEL : +63 2 8832 5408

杉山 陽祐（米国公認会計士・米国税理士） yo.sugiyama@faircongrp.com

大久保 匠悟（日本公認会計士） sho.okubo@faircongrp.com

渡邊 悠 ha.watanabe@faircongrp.com

副嶋 香里 ka.soejima@faircongrp.com



YouTubeで動画公開しています。

<https://youtu.be/vB2uUlhhLDo&t>

<https://youtu.be/iOKY7LNLIY8>

<https://youtu.be/JJ5eU-U6x3I>



★ ベトナム

外国投資のベトナム有限会社の増資について

1. はじめに

ベトナム子会社の資金調達の方法の1つとして増資手続きがあります。今回は、外国投資の有限会社（外国の投資家が資本出資し、ベトナム企業法に基づき設立された有限会社）を前提に増資手続きの一般的な流れと留意点を解説します。

2. 手続きの流れと一般的な手続き期間

以下2つのケースに分けられます。(ベトナム2020年投資法(61/2020/QH14)第26条2項)

(1) 出資・持分買取の許可申請が不要な場合

以下①～②の条件を充足する場合；

- ① 既存投資家が現状の持分割合に応じて出資を行う（出資比率変更なし、投資家の新規追加なし）
- ② 対象会社の事業が外国投資家向けの条件付き事業分野に該当せず、増資後の外国人投資家の定款資本保有割合が50%未満の場合

● 手続きの流れ：

- i. 投資家から増資金（定款資本金）の送金（送金先は、対象会社の直接投資資本口座（DICA））
- ii. ERC 変更申請（申請後3営業日）
- iii. IRC 変更申請（申請後10営業日）

● 手続き目安期間（一般）：約2.5カ月

(2) 出資・持分買取の許可申請が必要な場合

- ① 対象会社の事業が外国投資家向けの条件付き事業分野に該当する場合：

既存/新規投資家による増資に伴い、外国人投資家の定款資本保有割合が増加する場合。

- ② 対象会社の事業が外国投資家向けの条件付き事業分野に該当しない場合：

外国人投資家の定款資本保有割合が、以下のいずれかに該当する場合：

- a) 50%未満から増資後、50%超となる場合
- b) 現在50%超であって、更にその割合が増加する場合



③ 対象会社が土地権利証明書を保有する場合（業種は問わない）

● 手続の流れ：

- i. 出資・持分買取の許可申請（申請後 15 営業日）
- ii. 投資家から増資金（定款資本金）の送金（送金先は、対象会社の直接投資資本口座（DICA））
- iii. ERC 変更申請（申請後 3 営業日）
- iv. IRC 変更申請（申請後 10 営業日）

● 手続き目安期間（一般）：約 3.5 カ月

3. 必要書類（一般）

- ① 投資家の増資金送金完了証明書
- ② 投資家の直近 2 年分の監査済み財務諸表（借入枠（注 1）の増額申請も同時に行う場合）
（注 1）借入枠 = 総投資額 - 定款資本金（払込資本金）
（注 2）赤字の場合、銀行より発行される銀行口座の残高証明書も必要

4. その他留意点

- 製造業の場合：
増資により生産規模の変更がある場合は、環境ライセンスへの影響有無の事前確認が必要です。環境ライセンス、環境影響評価の変更申請は、増資および生産規模の変更実行前に完了が必要な場合があります。
- 計画投資局（DPI）、計画投資省（MPI）への投資プロジェクト実施に関する報告書：
未提出有無の事前確認が必要です。未提出報告がある場合は、増資実行前に提出を行います。未提出報告に対して罰金が課される可能性があります。

以上



Fair Consulting Vietnam Joint Stock Company

■ Hanoi Office

3F, Leadvisors Place, 41A Ly Thai To Str., Hoan Kiem Dist., Hanoi, Vietnam

TEL : + 84 24 3974 4839

大西 智之 (日本国公認会計士) to.onishi@faircongrp.com

■ Ho Chi Minh Office

Unit 7, 8th Floor, Riverbank Place, 3C Ton Duc Thang St, Ben Nghe Ward, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam

TEL : + 84 28 3910 1480

葉山 暁彦 (日本国公認会計士) ak.hayama@faircongrp.com

YouTube で動画公開しています。

<https://youtu.be/zYl7wJYao7w>



マレーシア

Malaysian Business Reporting System (以下、MBRS) の導入について

マレーシア会社委員会 (以下、SSM) は、2018 年に拡張可能ビジネス報告言語 (eXtensible Business Reporting Language: 以下 XBRL) 形式に基づくデジタル提出プラットフォームを導入しました。この提出プラットフォームは、MBRS として知られ、以下の年次提出をオンラインで行うことができます :

- 財務諸表および報告書 (Financial Statement、以下 FS)
- 年次報告書 (Annual Return、以下 AR)
- 財務諸表および年次報告書に関連する免除申請 (Exemption Application)



SSM は、2014 年 9 月に MBRS を導入し、2024 年 12 月 1 日から下記の 3 つの Phase に分け、MBRS によるデジタル提出を義務化しました。

PHASE1 2024 年 12 月 1 日から	PHASE2 2025 年 3 月 1 日から	PHASE3 2025 年 6 月 1 日から
i .会社法 2016 に基づく AR ii .会社法 2016 に基づく未監査財務諸表 iii .会社法 2016 に基づく Certificate for Exempt Private Company(以下、EPC) iv .会社法 2016 に基づく AR の訂正に関する裁判所命令の申請および提出、および未監査財務諸表 v . EPC 証明書提出期限の延長 vi .未監査財務諸表の提出期限の延長 vii .AR の提出期限の延長	i .会社法 1965 に基づく AR ii .会社法 1965 に基づく財務諸表 iii .会社法 1965 に基づく EPC iv .会社法 1965 および 2016 に基づく Bank Negara Malaysia(BNM)によって規制される金融機関向けの財務諸表 v .会社法 1965 および 2016 に基づく外国会社における本国（本社）の法定宣誓供述書および財務報告書 vi .会社法 1965 に基づく AR および監査済財務諸表の訂正に関する裁判所命令の申請および提出	i .会社法 2016 に基づく監査済財務諸表 ii . 会社法 2016 に基づく AR および監査済財務諸表の訂正に関する裁判所命令の申請および提出 iii . 会社法 2016 に基づく財務諸表の提出期限延長や免除に関するすべての申請

2025 年 1 月時点で、すでに Phase1 は適用されており、年次報告（AR）については多くの会社が MBRS を通じて提出しています。

また、MBRS2.0 の運用が開始した 2024 年 12 月 1 日から 6 か月後の 2025 年 6 月 1 日より、Phase 3 として、下記の資料について、MBRS2.1 を通じて XBRL 形式で財務諸表を作成・提出することが求められています。

- i : 2016 年会社法に基づく監査済財務諸表（Audited Financial Statement : 以下 AFS）
- ii : 2016 年会社法に基づく AFS の修正申告等
- iii : 2016 年 2016 年会社法に基づく AFS の免除申請等

各企業は、MBRS2.1（My Tool）もしくは、XBRL 対応のソフトウェアを使用し財務諸表等を準備し、MBRS のポータルサイト(mTool)にて XBRL 形式で財務諸表等をアップロードすることが求められます。システムに組み込まれた検証チェック、デジタル署名、役割に基づくアクセスにより、MBR はデータの整合性とコンプライアンスを確保します。その後、会社秘書役は、MBRS ポータルを通じて財務諸表等を SSM へ提出します。

以上



Fair Consulting Malaysia Sdn. Bhd.

Suite 2B-2-1, Level 2, Tower 2B, Plaza Sentral, Jalan Stesen Sentral 5,
50470 Kuala Lumpur, Malaysia

TEL : + 60 3 2742 7790

松本 健太朗 (日本国公認会計士) ke.matsumoto@faircongrp.com

池田 莉菜 (日本国公認会計士) ri.ikeda@faircongrp.com

石井 大輔 (日本国公認会計士) da.ishii@faircongrp.com



YouTube で動画公開しています。

<https://youtu.be/5aIxfocfrU>

<https://youtu.be/jSdnxYrhBrE>

【本ニュースレターおよび、弊社サービス全般に関するお問い合わせ先】

株式会社フェアコンサルティング <https://www.faircongrp.com/>

〒104-0045 東京都中央区築地一丁目 12-22 コンワビル 7 階

TEL : +81-3-3541-6863

Global RM 部 grm@faircongrp.com

YouTube チャンネルでも、情報発信しています。チャンネル登録もお願いいたします。

<https://www.youtube.com/c/FairConsultingGroup>



【2025 年度版】フェアコンサルティングのご紹介【日本発の会計事務所系
グローバルコンサル】

<https://youtu.be/Howt0CMVSxY>



新興国の会計業務で陥りやすいリスクとグローバルアウトソーシング

<https://youtu.be/Qs4lTYipokM>

「FCGニュースレター 東南アジア・インド・オセアニア」の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCGニュースレター 東南アジア・インド・オセアニア」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCGニュースレター 東南アジア・インド・オセアニア」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。